

所得段階と利用者負担の上限額

実際にかかる負担額と下表の負担上限額との差額分を市から利用された施設に支払います。

所得段階	所得要件	居住費の負担上限（日額）					食費の負担上限（日額）
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室 (特養) ※(1)	従来型個室 (老健他) ※(2)	多床室	
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ・ 生活保護の受給者等 	820円	490円	320円	490円	0円	300円
2	世帯全員が住民税非課税で、年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円	420円	490円	370円	390円
3	世帯全員が住民税非課税で、第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円
4	上記以外の方は軽減の対象になりませんので、施設が定める居住費及び食費をご負担いただくこととなります。						

※(1) 従来型個室(特養)は、特別養護老人ホームの入所又は短期入所（ショートステイ）を利用した場合の額となります。

※(2) 従来型個室(老健他)は、介護老人保健施設又は介護療養型医療施設の入所又は短期入所（ショートステイ）を利用した場合の額となります。